

平成28年度・会報

第2回

平成28年8月10日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 幸治

「平成28年度事業計画」に基づいた活動内容について、下記の通り実施いたしました。主な内容を第2回目の会報としてお届けさせていただきました。

1. 福島県との情報交換会の実施

5月16日（月）福島県庁に於いて「中間貯蔵施設等対策室」星一室長・伊藤賢一主幹（搬入調整担当）等と中間貯蔵施設の30年以内で《確実な返還》に向けた情報交換会を実施し、当会への継続した支援を要請いたしました。星室長・伊藤主幹からも30年以内での返還については当然であり、今後も当会と情報交換を続けていきたいとの申し入れがありました。

〈情報交換会の様子①〉



〈情報交換会の様子②〉



2. 【大熊町・双葉町への要望書提出】

6月2日（木）午前中に、会津若松市・大熊町役場会津若松出張所に於いて渡辺町長・鈴木議長へ、午後は、いわき市・双葉役場いわき事務所に於いて伊澤町長へ「当地権者会【提示契約書】への支援」「環境省調査結果補償価格等の【不動産鑑定士】による確認と精査」等について要望書を提出いたしました。

〈大熊町渡辺町長に要望書提出の様子〉



〈双葉町伊澤町長へ要望書提出の様子〉



3. 【環境省との第12～13回・団体交渉内容等】

6月5日（日）・第12回・福島環境再生事務所いわき相談室、7月25日（月）・第13回・いわき市文化センター中会議室で《団体交渉》を行いました。いずれも、マスコミ公開（個人情報等に係る部分一部非公開）の中で、特に論点が絞られた「30年以内の返還・土地価格、地上権価格・搬入搬出物・原状回復・違約金」について、越前谷元紀顧問弁護士を中心に、現行法律を解釈する上で「論理的」に環境省に申し入れ、マスコミの方々からも、当会が主張する《妥当性》に、賛同して頂きました。第13回団体交渉に於いては、当会主張と同じであった「福島県弁護士会決議（H26.2.22）」を、環境省・マスコミに提示し、早期に《当会要望》を受け入れるように「強く」環境省に申し入れました。

〈第12回・団体交渉状況〉



〈第13回・団体交渉の状況〉



また「地上権価格」について、第13回団体交渉の中で、30年以内での返還時、原状にして還さない場合（例：田圃を田圃で還さない）は、「土地の返還に伴う補償（公共用地の取得に伴う損失基準第58条）」をするべきことを初めて申し入れました。

4. 【当会主催による環境省の説明会】

第2回定期総会で承認された「地権者説明会」を7月18日（月）いわき市文化センター1階大講義室に於いて開催いたしました。会員の皆様から事前に多くのご質問等頂き、当日も多数の方々にご出席頂き、環境省に対し《地権者》である会員の方々が「直接質問や要望する機会」を設けることができました。また、当日、残念ながら出席できなかった会員の皆様には、環境省作成「回答文書等（配布資料）」を郵送させて頂きました。当日の質問などについては、環境省から「追加回答」を得ましたので、本会報と共に同封させて頂きました。ご覧頂ければと思います。

〈門馬幸治会長挨拶時の様子〉



〈環境省による説明の様子〉



※引き続き、会員の皆様と共に声を出していきましょう！！

環境省との第14回団体交渉は9月15日（木）予定です。交渉に同席を希望する
ご意向の会員の方は、遠慮なく事務局長迄ご連絡をお願いいたします。

別添資料

【7月18日開催説明会の環境省作成追加回答書】

【地上権設定契約に関し皆さまからの多かった質問について】（当会回答）

（作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春）

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。